



山梨労働局発表
令和2年3月13日

担当	山梨労働局雇用環境・均等室 室長 林 未央 雇用環境改善・均等推進監理官 鈴木 公子 電話 055-225-2851
----	---

新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業に対応する 保護者支援等に関するコールセンターを設置しました

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わない新たな助成金制度を創設する（別添1）とともに、個人で業務委託契約等で仕事をされている場合にも支援（別添2）を広げることといたしました。

本日、これらの支援に関するお問い合わせを受け付ける「**学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター**」を以下のとおり設置したのでお知らせいたします。

なお、収入の減少等により、当面の生活費が必要な方を支援するための、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例についても、一般的な相談に対応できるようにしていきます。

助成金・支援金の申請受付の開始時期や手続等の詳細に関しても、決まり次第速やかにお知らせいたします。

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

電話 0120-60-3999
受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

【添付資料】

- 別添1：新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（詳細版）
- 別添2：小学校等の臨時休業に対する保護者支援の創設（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

令和2年3月9日作成

※順次更新し、厚生労働省HP(小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援)に最新情報を掲載します。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (詳細版)

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に
通う子ども
- (2) 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染し
たおそれのある、小学校等に通う子ども
- の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**労働基準法上の年次
有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対する
助成金制度を創設します！**

【助成内容】

令和2年2月27日から3月31日において、

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

* 1日1人当たり8,330円を助成の上限とします。(大企業、中小企業ともに同様)

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ 「臨時休業等をした」とは

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です（※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

○ 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）

★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。

- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した者
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる者
- ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

③対象となる保護者



- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

④対象となる有給の休暇の範囲

○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い



「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：学校の元々の休日以外の日
(※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外)
- ・その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日

「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い



- ・対象となります。
なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無



- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

○労働者に対して支払う賃金の額



- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。



小学校等の臨時休業等により子どもの世話が必要となる労働者に有給の休暇を取得させましょう！

◎申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続が決まり次第、早急にお知らせします。

◎制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、厚生労働省HPや都道府県労働局を通じてお知らせします。

新型コロナ 休暇支援 [検索](#)



小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。

※雇用者の保護者向けには、別途、休暇取得支援を創設している。

●対象者

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方。

① 新型コロナウイルス感染症に対応する対応として臨時休業等(※)に通う子ども

※小学校等：小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

●一定の要件

- ・個人で就業する予定であった場合
- ・業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合

●支援額：就業できなかった日について、1日当たり 4,100円(定額)

●適用日：令和2年2月27日～3月31日

※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

※制度の詳細については、追って公表